

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、勤労者退職金共済機構を解散して独立行政法人勤労者退職金共済機構を設立するため、その名称、目的等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法人の名称及び目的

1 名称は、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)とする。

2 機構は、中小企業の従業員に係る退職金制度を運営することを目的とする。

二 役員

機構に、役員として、理事長及び監事二人を置くとともに、理事四人以内を置くことができる。

三 その他

勤労者退職金共済機構は、機構の成立時に解散する。

四 施行期日

この法律は、一部を除き平成十五年十月一日から施行する。